

令和6年度 事業計画

(重点方針)

- 卸連合会、正会員及び会員構成員は、コンプライアンスを最優先に事業を実施する。
- 令和6年度の価格交渉に適用できるよう「流通改善ガイドライン(改訂版)」が厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官と保険局長の連名で発出された。当ガイドラインを遵守し、流通改善の実効性を高め、薬価基準で定められた公定価格を踏まえつつ、医薬品の価値に基づいた市場実勢価の形成に努めるとともに、透明かつ安定的な医薬品流通の確保に向けて対応する。
- 「デジタルの活用」や「流通取引等業務の効率化」に向けた取り組み等、多面的な検討が必要な課題については、卸連合会の関係する委員会が連携を図りながら対応する。
- ポストコロナ時代以降の新しい事業活動様式も踏まえつつ、委員会活動等については、WEB開催を活かしつつ、対面での開催を有効に組み合わせて、各領域における重点事項について、適時適切に対応する。

I コンプライアンスの徹底

1. 独占禁止法研修会等の開催

会員構成員各社におけるコンプライアンスが徹底できるよう、引き続き、独占禁止法研修会等を開催する。

2. 法令及びガイドラインへの対応

(1) 医薬品医療機器制度部会への対応

医薬品医療機器制度部会における薬機法の5年毎の見直しに向けた検討や販売制度の見直し等において、医薬品流通の適正管理に関する議論に適切に対応する。

(2) 販売情報提供活動ガイドラインへの対応

当該ガイドラインに示された組織体制の整備状況等におけるフォロー

アップのための実態調査の実施と遵守状況結果の公表方法について検討を行う。

Ⅱ 持続的な安定供給確保に向けた医薬流通構造の構築

令和6年4月からの価格交渉において、医薬品特有の取引慣行や過度な薬価差、薬価差の偏在を是正し、適切な流通取引のための環境整備が図られるよう、流通改善ガイドラインが改訂された。本ガイドラインは平成30年、国主導で策定され、令和3年、本年3月と改訂が重ねられたものであり、薬価制度改革の議論が進められている状況の中にあって、適正かつ持続的な医療用医薬品流通を実現するためには、本ガイドラインに沿った取り組みを確実に実践することが不可欠である。

1. 流通改善ガイドライン（改訂版）への対応

- (1) 流通改善ガイドライン（改訂版）について、会員構成員を対象とした説明会の開催やパンフレットの作成・配付等を行い、当該ガイドラインの理解向上を図りながら、周知徹底に取り組む。
- (2) 流通関係者の理解を得ながら、総価交渉、未妥結・仮納入等、過去からの商習慣の抜本的な見直しを図るよう取り組む。
- (3) 価格交渉の段階から別枠とする医薬品について、会員構成員をはじめ希望するすべての流通関係者が利用できる別枠品マスターデータベース（令和6年3月構築）を適切に運用し、流通関係者が別枠品の医薬品レコードを共有できる環境の下、個々の医薬品の価値を踏まえた単品単価交渉の実効性が高まるよう取り組む。
- (4) 医薬品の価値や取引条件等を考慮せずにベンチマークを用いての一方的な値引き交渉は、過度な薬価差や薬価差偏在の温床となることや将来の安定供給にも支障を及ぼしかねないことから、医薬品の価値に応じた単品単価交渉の徹底を図る。
- (5) 返品の手続きについて、特に返品を慎むべきとされる具体的な事例が示されたことから、流通関係者の理解を得ながら、適正な返品の手続きを徹底する。
- (6) 不適切な返品等の事例について、独占禁止法に抵触しないよう留意しつつ、情報共有の在り方について検討を行う。
- (7) 「医療用医薬品の流通改善に関する懇談会」（以下、「流改懇」という）において、令和6年以降継続的に議論するとされている課題について、適切に対応する。

2. 流通環境に則した薬価制度改革への対応

「中間年の薬価改定」について、関係団体との連携も図りつつ、毎年6月頃に閣議決定される「骨太の方針」に向けて、医薬品の安定供給確保等について見直しの方向性が盛り込まれるよう取り組む。

3. 請求関連帳票書式の標準化について

インボイス制度対応の業務負荷の緩和や配送プロセスの最適化を見据えて、医薬品卸各社毎に異なる請求書や納品伝票等のフォーマットの標準化を図ることで、業界全体の業務効率化を推進する。

Ⅲ 医薬流通産業形成・DX (Digital Transformation) 等の推進

「WE MOVE」のスローガンの下、医薬品の安定供給という社会インフラ機能をより最適化していくとともに、経済社会ニーズの変化に対応した社会的価値を創出していくため、次の取り組みを進める。これらの実践を通じて、「医薬品卸業界」から「医薬流通産業」へと進化していく。

1. 医薬流通産業形成について

様々なステークホルダーとの関係を深めつつ、大規模災害やパンデミック時の危機管理対応に、卸連合会として取り組む。また、医薬流通産業や産業形成イメージを明確化し、かつデジタルも活用した発信に取り組んでいくことで、行政や医療・医薬品の関係業界だけでなく、より幅広く一般社会に対して、魅力ある産業としての医薬流通産業の周知を図る。

2. 医薬流通におけるDX推進への取り組み

(1) 医薬流通産業としてのDX推進の方向性

医療機関・薬局や行政のDX推進の動向を見極めつつ、医薬流通産業としてのDX推進の方向性を整理する。

(2) 業界EDI (Electronic Data Interchange) の推進

サプライチェーン全体の業務効率化に向け、卸連合会が持つ電子データ交換システム (PEDIAS) など既存のシステム、仕組みの円滑な普及に取り組むとともに、医薬品の安定供給にも資するよう医薬品卸として取り組むべきEDIの将来像の検討を進める。また、請求書や納品伝票といった帳票類のフォーマット統一化を進めた上で、その電子化に向け取り組む。

(3) JD-NET新フォーマット移行への対応

令和6年11月に利用開始となるJD-NET第8次システムへの円滑な移行を実行する。

3. 医薬流通における SDGs 推進への取り組み

医薬流通における SDGs 推進に向け、医薬品の廃棄ロス削減など業界全体で対応すべき事項等を盛り込んだ ESG ミッションステートメント（仮）の策定に卸連合会として取り組むとともに、IFPW（国際医薬品卸連盟）等とも連携の上、対外発信に努める。

IV 安定的な医薬品供給の確保

後発医薬品を中心とした供給不安の解消に向けた道筋が示されず、依然として医療提供体制の不安定要素の一つとなっている。また、将来の大規模災害において、迅速に被災地における医薬品流通体制等の確保に向け、平時から課題等を整理し対応しておくことが重要である。

1. 医療用医薬品の安定供給への対応

後発医薬品を中心とした供給不安が長引く状況の中、行政や関係団体との密な連携を図ることで、医薬品卸が必要とする最新情報を迅速かつ適切に共有できるようにする。

2. 大規模災害・パンデミック発生時における流通体制の確保

- (1) 今後の有事に備え、発災後速やかに、行政と卸連合会、各都道府県卸組合（協会）（以下、「卸組合」という。）等が連携を図り、有事の医薬品流通体制に移行できるようにするため、本年1月に発生した能登半島地震等、これまでに経験した大規模災害・パンデミックへの対応に関する知見や教訓及び課題等を整理・検討する。また、被災地における必要な医薬品の配送に関することや被災状況等の情報の収集・提供等が適時適切に行えるよう、発災直後からの卸連合会における業務手順等を取りまとめ、被災地に向けた支援が迅速かつ円滑にできるよう卸連合会と卸組合等で共有する。
- (2) 令和6年4月から適用される「感染症法等に基づく医薬品等の供給情報の報告徴収・生産促進要請等に関する運用ガイドライン」について、会員構成員が適切に対応できるよう取り組む。

V セルフメディケーションの推進

1. セルフメディケーション領域に関わる市場の活性化

厚生労働省など行政、製薬企業、薬局等医薬品関係団体との連携を密にし、セルフメディケーション税制の活用拡大や医療用医薬品の一般用医薬品への転用の拡充に向けて取り組む。

2. 大衆薬卸における DX の推進

関係団体との連携の下、大衆薬流通における DX の普及・推進を進めるとともに、卸として流通の最適化を図るための検討を継続する。

3. セルフケア卸将来ビジョンの実践

大衆薬卸各社は大衆薬卸協議会が策定したセルフケア卸将来ビジョンも踏まえ、セルフメディケーションの推進に向けた取り組みを行っている。一方、同ビジョン策定時より市場環境が大きく変化し、返品削減、物流 2024 年問題の課題等への一層の取り組みも必要である。昨年新設したビジョン検討委員会において改訂作業を進め、これを新たなセルフケア卸将来ビジョンとして公表し、その実践に取り組む。

VI 広報活動及び国際交流等

1. 広報活動

医薬品卸を取り巻く環境が厳しい中で、医薬品卸が果たしている役割やその活動が持つ社会的価値について正しく理解を得ていくため、医療や薬事等の関係者だけでなく、広く社会にも積極的に発信するよう取り組む。

(1) ホームページのリニューアル

ホームページは、スマートフォン・モバイル端末等でも、ユーザーにとって見やすく分かりやすいデザインに変更するとともに、ニュースリリース、行政通知等を適宜掲載するなど、タイムリーな情報提供が可能となるよう刷新する。

(2) 『月刊卸薬業』の充実

機関誌『月刊卸薬業』は、理事会での協議・報告事項、各種セミナーや講演の他、中央社会保険医療協議会・薬価専門部会、流通改善懇談会の議論等を中心に掲載していく。巻頭企画は、コンプライアンス、学者、関係団体の講演、DX 関連の他、世界情勢や読者の興味がある内容を企画する。また、紙面のデジタル化等についても、引き続き検討していく。

(3) 医薬品卸の存在意義を周知（「広報用パンフレット」の製作）

医薬品卸が果たしている役割や機能、その活動が持つ社会的価値等について、医療業界に携わる方々だけでなく、広く社会に周知するための「広報用パンフレット」を製作する。

2. 国際交流等

(1) 海外の医薬品の保険給付の在り方に関する調査

欧州の中でもフランスの薬価に関する制度が、日本の薬価制度と類似しているところがあることから、フランスの薬価に関する制度の全体像

を把握した上で、医薬品の保険給付の在り方に焦点を絞って調査を行い、今後の対応に資するよう調査報告書を作成する。

(2) 2024年 IFPW マイアミ総会の開催

2024年10月に開催予定の IFPW マイアミ総会については、関係各署との連携を密にとり、参加に向け準備を進める。

3. 教育・研修

今後の医薬流通を担う医薬品卸の事業展開に資するため、「ヒルトップ・セミナー」、「日本医薬品卸売業連合会セミナー」を開催する。新型コロナウイルス感染症が令和5年5月より「5類」に引き下げられたものの、引き続き感染対策に留意し、企画・運営などについて検討を進める。